

国内非鉄金属製錬施設における 処理能力等について

国内の非鉄金属(銅、鉛、亜鉛)製錬所

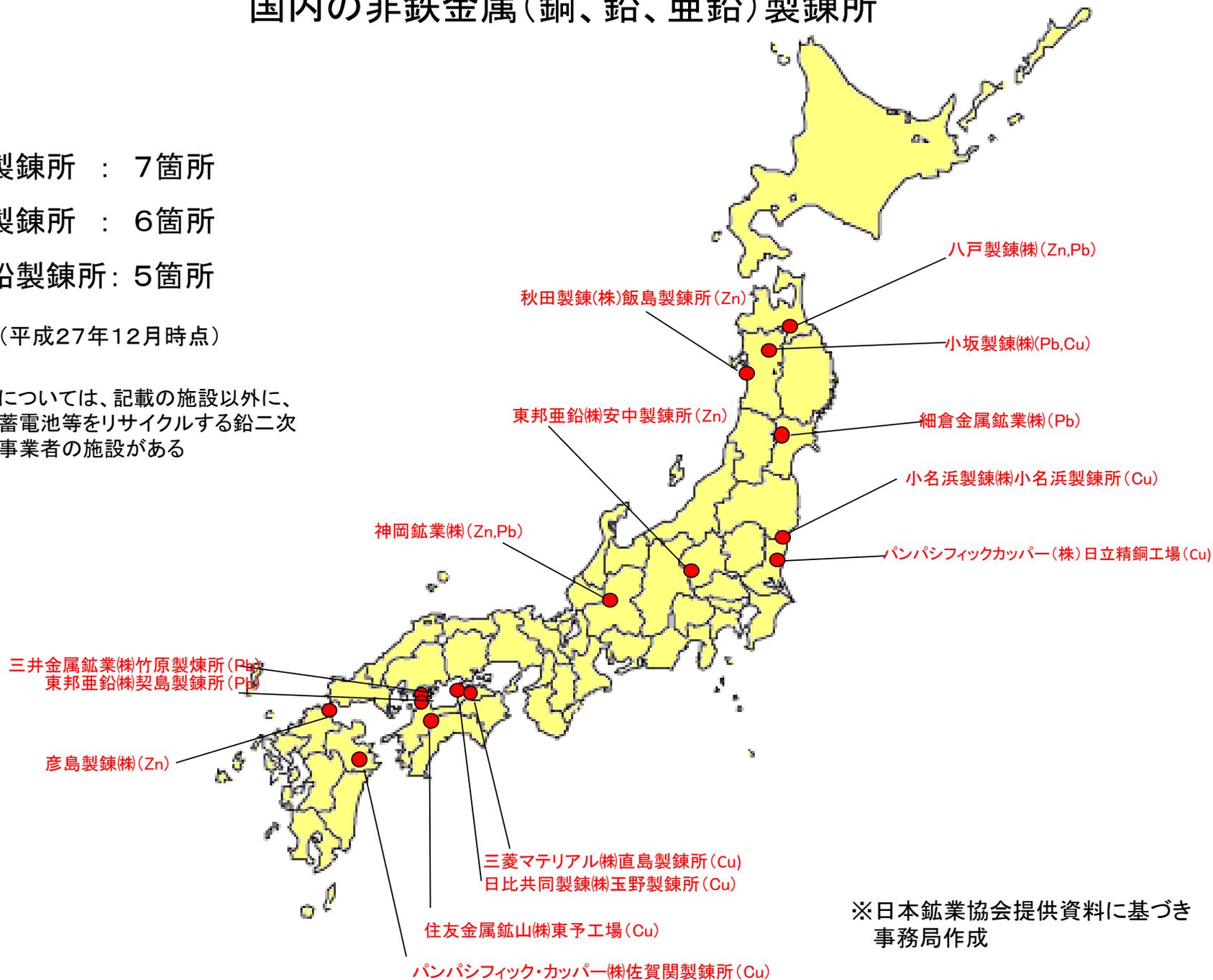
銅製錬所 : 7箇所

鉛製錬所 : 6箇所

亜鉛製錬所 : 5箇所

(平成27年12月時点)

※鉛については、記載の施設以外に、
廃鉛蓄電池等をリサイクルする鉛二次
製錬事業者の施設がある



※日本鉱業協会提供資料に基づき
事務局作成

非鉄金属製錬施設におけるリサイクル原料の処理能力、実績、処理余力 (平成26年度)

※日本鉱業協会提供資料に基づき 事務局作成

千トン/年

	原料の種類	処理能力	実績	処理余力
銅系	故銅・銅滓	308	268	40
	貴金属滓	<u>375</u>	324	<u>51</u>
	廃電子部材			
	廃プラ類			
鉛系	廃バッテリー	677	231	<u>420</u>
	鉛滓		26	
	その他	250	22	228
亜鉛系	電炉ダスト	405	271	51
	亜鉛滓		37	
	その他		46	

- ※ 処理能力は各製錬施設の技術的許容量の合算値。
- ※ 処理能力等の値は、原料重量ベースのもの(地金重量ベースではない)。
- ※ 原料別のデータの集計方法が各社で異なるため、一部の値は複数の原料にまたがっている。
- ※ 銅系の廃電子部材(廃基板等)の処理能力(375千トン/年)及び処理余力(51千トン/年)は、三菱マテリアル(株)が平成28年4月から30千トン/年の能力増強を行い拡充される見込み。
- ※ 鉛の処理能力等の値については、日本鉱業協会会員企業(前頁参照)のものと、鉛二次製錬事業者(日本鉛共同組合(3社)、東日本鉛錫精錬協同組合(6社))の合算値。
- ※ 平成27年9月に鉛・亜鉛の製錬操業を停止した住友金属鉱山(株)播磨事業所の情報は上記から除いている。
- ※ 廃棄物と非廃棄物は区別されていない。

バーゼル法に基づく電子部品スクラップの輸入及び廃鉛蓄電池の輸出状況 (平成22～26年)

※環境省・経済産業省公表資料等に基づき事務局作成

<電子部品スクラップの輸入>

- 目的: 金属(銅、貴金属等)回収
- 輸入元: 香港、台湾、タイ、フィリピン、シンガポール等(平成26年は18カ国)
- 輸入量の推移

年	輸入量(千トン/年)
平成22年	2.2
平成23年	2.2
平成24年	3.1
平成25年	8.1
平成26年	<u>27.5</u>

※値は輸入移動書類の交付実績に基づく(台湾除く)。台湾からの輸入は、輸入承認数量に基づく値を合算。
※日本鉱業協会会員企業以外のリサイクル施設への輸入も含まれる。

○備考

- ・廃基板等の電子部品スクラップをOECD加盟国から輸入する場合にはバーゼル法の規制対象外。
- ・OECD加盟国からの金属回収目的の電子部品スクラップの輸入量は、バーゼル法に基づくOECD非加盟国からの輸入申請の状況から廃基板等の輸入申告に使われることが多いと推定される統計品目番号(HSコード: 7112.99)から貿易統計に基づき推計すると、約100千トン/年(平成26年)程度又はこれ以下とみられる。

※上記のHSコードは、貴金属のくずやその回収のための原料となるスクラップ等に対応し、電子部品スクラップ以外の品目を含む可能性がある。

<廃鉛蓄電池の輸出>

- 目的: 金属回収(鉛リサイクル)
- 輸入先: 韓国
- 輸出量の推移

年	輸入量(千トン/年)
平成22年	70
平成23年	80
平成24年	114
平成25年	119
平成26年	<u>122</u>

※値は輸出移動書類の交付実績に基づく。

(参考)非鉄金属製錬施設における地金生産能力、実績、生産余力 (平成26年度)

※日本鉱業協会提供資料に基づき 事務局作成

千トン/年

	生産能力	実績	生産余力
銅	1,885	1,582	303
鉛	397	256	141
亜鉛	655	530	125

- ※ 処理能力は各製錬施設の技術的許容量の合算値。
- ※ 平成27年9月に鉛・亜鉛の製錬操業を停止した住友金属鉱山(株)播磨事業所の情報は上記から除いている。
- ※ 鉛に係る値は、粗鉛(純度を80~99%程度にした鉛地金)をベースとした値。